## 意見書

平成25年3月18日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくにちょうめさんばんにごう 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ 氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう たなか たかし代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	具体的内容
	<はじめに>
	日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事
	業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様な
	サービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競
	争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えます。
	一方、複数の二種指定事業者が同じ規制下でモバイル接続料を設定する現状において、接続
	料の算定方法を不当に拡大解釈し、接続料を高額に設定する二種指定事業者が仮に存在すれ
	ば、公平な競争環境が損なわれるため問題であると考えます。総務省においては、二種指定事
	業者がそれぞれ適切に接続料を算定しているか、厳格に検証を行うことが必要です。この点、報
	告書(案)において、「公平性確保の観点」を基本的な観点として位置づけるとされたことは、適切
	であると考えます。今回、報告書(案)で示された算定方法に関する考え方については、二種指定
	ガイドラインにも明記すべきと考えます。
	また、日本におけるMVNOに関する現行の制度については、MVNOがMNOに比べて交渉上
	弱い立場にあることを前提として作られており、接続の形態によるMVNOの参入を認めていると
	いう点等において、世界的にみてもMNOに対して特に厳しい規制が課されている状況にありま
	す。
	しかしながら、モバイル市場においては、端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂
	直統合モデルが出現し、MNOの事業領域がネットワークレイヤーにおいて単にデータ転送をす
	る役割に留まる「ダムパイプ化」が進展する可能性が指摘されるなど、大きな市場環境の変化が
	グローバルな規模で起こっており、日本においてもMNOに対して強い交渉力を持つMVNOが市
	場に参入してくることが予想されます。
	平成23年12月20日の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する情報通
	信審議会答申においても、「MVNO に関する現在の制度が「ダムパイプ化」の流れを促進する可

章		具体的内容	
		能性があることを踏まえつつ、グローバルな MVNO の展開が見られる中で、我が国と外国との規	
		制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」	
		「したがって、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築する MNO の設備投資インセ	
		ンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNO の双方にとって新たなビジネスモデルの登	
		場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要であり、この観点から、適時適切にル	
		一ルの見直しを行っていくことが求められる。」と明記されているところです。	
		今回の報告書(案)の内容についても、MVNOに過度に有利な内容とならないか、慎重に検討さ	
		れる必要があると考えます。	
		また、競争政策委員会等の公の場において、そもそも接続の形態によるMVNOの参入を今後	
		も認める必要があるかという観点で、現在のMVNO制度を抜本的に見直すための検討を早急に	
		行う必要があると考えます。	
第2章	1. 設備区分別算定	精緻な設備区分別算定を導入するためには、設備区分ごとの需要計測や、コストを細分化して	
各課題の検討		把握することなどが必要となることから、新たな算定コストが発生します。こうした算定コストを抑	
		制するためにも、設備区分は必要最小限にとどめることが適切であると考えます。また、他の合	
		理的で簡便な方法の採用も認められるべきであると考えます。	
	2. 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表	企業結合により発生したのれん代や識別可能資産は、買収価額により変動するものであり、競	
	第2の関係	争入札等においては著しく高騰することがあります。また、償却期間も将来の業績見積り次第で	
		変動することから、基地局や伝送設備のように同一の条件で評価・償却できる性質のものではな	
		いと考えます。従って、実績原価方式で算定する接続料において、のれん償却額を「個別のやむ	
		を得ない事情」として算入することは不適切であると考えます。	
	3. 原価の範囲(営業コストの算入)	新しく獲得した周波数を利用したサービスエリアの拡大及びサービス品質の向上等に係る宣伝	
		費等は、自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストであり、「周波数再編の	
		周知コスト」として接続料原価への算入が認められる「設備の安定的な運用又は効率的な展開に	
		必要な営業費」には含まれないと理解しております。	

章		具体的内容
4. 利潤	(1) 機能に係るレートベース	のれん代のように買収価額により変動するものは「当該機能に係る第二種指定電気通信設備
		の管理運営に不可欠」とは言えないため、レートベースから除外されるべきと考えます。
	(2) 資本構成比の算定	-
	(3) 自己資本利益率の算定	総務省において $\beta$ の適正な範囲を検証するにあたっては、非上場企業や複数事業を営む事業
		者の $eta$ を適正に評価するために合理的な推計の手法として、代表的な携帯電話事業者の $eta$ を基
		にアンレバード、リレバードした値をベンチマークとすることが適当と考えます。また、報告書(案)
		で資本構成比を検討する際に、様々な考え方があるなかで、適正性・透明性・公平性の観点から
		貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用したことに鑑みると、アンレバード、リレ
		バードを行う際に用いる資本構成比についても、算定対象事業者の貸借対照表上の簿価から直
		接算出した比率を用いてベンチマークを算出すべきであり、当該ベンチマークを超えない範囲に
		各算定事業者の β 値を抑えることが適当であると考えます。また、総務省は、当該ベンチマーク
		を著しく超える $\beta$ 値を採用した事業者の扱いについて、ガイドラインに明記すべきと考えます。
5. データ接続料	(1) データ接続料の需要	これまで主張させていただいた通り、ISP 側総帯域幅で算定すべきと考えます。
の算定	(2) データ接続料の接続料原価	MVNO からの接続請求又は需要増対応要請に即応する場合において、MNO はいわゆる「在
		庫」の一部を MVNO に提供し、接続に応じることになります。この場合、当該 MVNO は MNO と等
		しく全ての「在庫」の利益を享受していることになります。
		仮に、MNO に一切の「在庫」の保有が認められないとするならば、MNO は、MVNO から受ける
		接続請求及び需要増対応要請に対し、MNO 網の設備増設が完了するまでの間、当該接続請求
		及び対応要請に応えることができなくなります。また、周波数逼迫により MNO 網の設備増設がで
		きない場合には、やむを得ず、当該接続請求及び対応要請をお断りせざるを得ません。さらに、
		当該設備増強に係る費用は、当該接続請求及び対応要請に応えるためだけに発生するコストで
		あることから、当該接続請求及び対応要請を行った MVNO に全額負担いただかざるを得ません。
		従って、MNO が保有する設備余裕については、受益者である MVNO にも応分負担を求める整
		理とすることが適切であると考えます。
	(3) データ接続料算定の基礎とな	データ接続料の算定にあたり、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いようとした場
	る実績値の測定年度	合、必然的に予測値を用いることとなり、接続料は暫定料金となります。予測値と実績値の乖離

章			具体的内容
			について別途精算を行う必要が発生し、結果として接続料の確定が最大で2年程度先になりま
			す。暫定料金による精算期間が長期間にわたることとなり、MNO 及び MVNO の両者とも、経営に
			与える影響を予見することがこれまで以上に困難になります。さらに、精算額が多額となる場合も
			考えられ、MNO 及び MVNO の経営に深刻な影響を及ぼしかねません。
			また、MNO は熾烈な競争環境下において、爆発的に増大するトラヒック対策や、急速に進展す
			る技術革新に対応するため、様々なリスクを負って絶え間なく設備投資を行っています。一方、
			MVNO は、MNO のような設備投資リスクを負うことなく、自由に MNO 網を選択し、原則期間の縛り
			もなく、利用する期間についてのみ減価償却ベースで費用を負担することにより、MNO と同様に
			全国エリアでのサービスを簡単に展開することができます。このように、既に世界的にみてもMN
			Oに対して特に厳しい規制が存在する上に、更に MVNO に配慮した何がしかの措置を講じようと
			することは、却って MNO と MVNO 間の公正な競争を阻害することにもなりかねません。
			従来、適用年度の前年度における実績値を採用した接続料算定が是認されてきたことに鑑み
			ると、前述のような MNO 及び MVNO の経営に与える影響の考慮や、MNO と MVNO 間の公正な
			競争環境を確保する観点も含め、実績値の測定年度の見直しについては、慎重な検討が必要で
			あると考えます。
	6. その他の課題	(1) 暫定値を用いたデータ接続料	_
		の精算方法について	
		(2) 接続固有に発生する費用	_